

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 5 日

各社会福祉法人 御中

香川県健康福祉部健康福祉総務課  
生活福祉・法人指導グループ

評議員、理事及び監事の一斉改選における手順例について

社会福祉法が改正され、評議員の任期は通常、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとなり、多くの法人におかれましては、本年 6 月の定時評議員会をもって評議員、理事及び監事の任期が満了となります。

つきましては、改めて留意点等を記載した一斉改選における手順例を送付しますので、取扱いに遺漏のないようお願いします。

なお、これについて今後、厚生労働省から事務連絡があった場合は、当該事務連絡によることとしますので併せて申し添えます。

**【担当者】**

香川県健康福祉部健康福祉総務課  
生活福祉・法人指導グループ  
黒田・西條・三上

TEL : 087-832-3257

FAX : 087-806-0209

【評議員、理事及び監事の一斉改選の手順例】

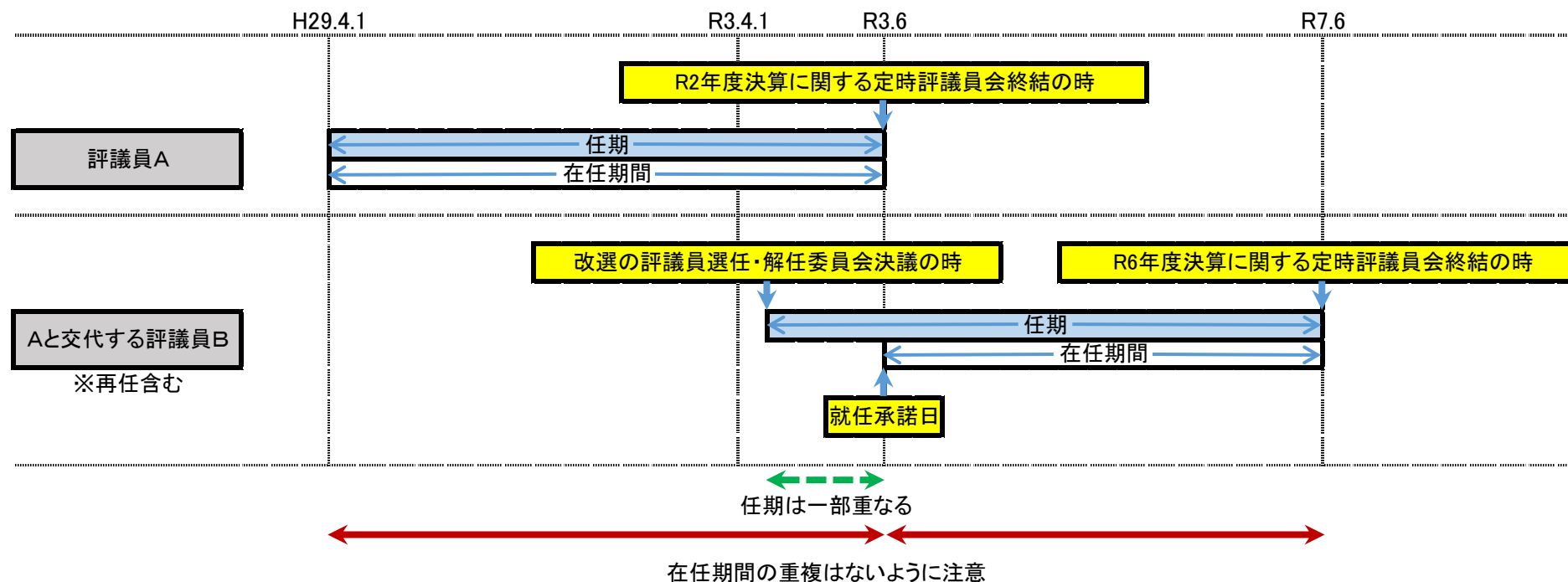
手続き		必要書類等	留意事項		
①	法人内部で候補者の検討		評議員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であるか	就任できない者が含まれていないか
			理事	理事として法に定める者が含まれているか	
			監事	監事として法に定める者が含まれているか	
②	候補者から選任関係書類を入手 (再任の場合にも必要)	就任承諾書	任期の開始日は選任された日から評議員は令和6年度決算に関する定時評議員会終結の時まで、理事及び監事は令和4年度決算に関する定時評議員会終結の時まで(定款で定めがある場合を除く) ※現評議員と新評議員の任期の重なりに注意(参考:別添1、2)		
		宣誓書等(参考:別添3※R1.9改正分)	欠格事由(R1.9.法第40条第1項、審査基準改正)に該当しないこと、反社会的勢力の者でないこと、各評議員又は役員と特殊の関係がないこと(特殊関係者がある場合は詳細を記載させる)を確認する。必要事項を確認できていれば様式は自由。		
		履歴書	再任される候補者について、既に入手している履歴書の内容に変更が無いことが確認できれば不要、また変更があれば追記する形でも可。(確認者及び確認日が確認できるよう記録しておくこと)		
③	理事会を開催 ・ 評議員候補者の推薦の提案 ・ 理事候補者の推薦の提案				
	・ 監事候補者の推薦の提案	同意書等	現監事の過半数が、監事候補者に関する議案を評議員会へ提出することに対して同意しているか確認する。 様式は自由。(同意した監事の氏名及び署名又は記名押印がある当該理事会議事録でも可)		
④	評議員選任解任委員会を開催 ・ 評議員の選任		新評議員の任期が開始するため、現評議員の任期と一部重なることとなる。		
⑤	定時評議員会を開催 ・ 理事及び監事の選任		④で選任された新評議員はまだ就任していないため、現評議員を招集する。 (定時評議員会終結後から新評議員、新役員が就任する)		
⑥	理事会開催 ・ 理事長等の選定		⑤で選任された新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定する。 新理事及び監事の全員の同意を得ることにより招集通知を省略し、⑤と同日開催することも可能。(理事及び監事の全員から同意書を手または理事会議事録に欠席者も含め全員の同意があった旨を記載する等、書面等何らかの形で保存することが望ましい。)		
⑦	理事長の変更登記		2週間以内に登記(重任の場合にも必要)		

※別添1 次回評議員改選時の注意事項

別添2 様式例：評議員就任承諾書(事前に承諾する場合)

別添3 様式例：宣誓書等

## 【次回評議員改選時の注意事項】



※「任期」の起算点は評議員選任・解任委員会での選任時となる。また、評議員選任・解任委員会で選任決議の効力発生時期を遅らせることはできない。(「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A)

※「在任期間」の起算点は評議員として選任された者が就任を承諾した時(承諾の時に任期が開始していない場合は任期の開始時)となる。(「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別紙「指導監査ガイドライン」)

※在任期間が重複した場合、評議員数が定数以上となるため重複しないように注意。

※在任期間の重複や、評議員の不在期間をなくすためには、「令和2年度の決算に関する定時評議員会終結時に評議員に就任することを承諾する」(任期4年の場合)旨の停止条件付きの就任承諾書を、事前あるいは選任された日当日に受領することが望ましい。

※改選の評議員選任・解任委員会が令和3年3月31日以前(令和2年度中)に開かれた場合は、任期の終期が「令和5年度決算に関する定時評議員会終結の時」(任期4年の場合)となるため注意。

(事前に承諾する場合)

## 評議員就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日開催の社会福祉法人〇〇会評議員選任・解任委員会において評議員に選任された場合は、令和〇年度の決算に関する定時評議員会終結時にこれに就任することを承諾します。

記

任期：令和〇年〇月〇日から

任期の開始は評議員選任・解任委員会において選任された日になります。

令和〇年度決算に関する定時評議員会終結の時まで

令和〇年〇月〇日

評議員選任・解任委員会開催日までの日付になります。

住所 香川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇  
氏名 〇 〇 〇 〇 印

社会福祉法人 〇 〇 会  
理事長 〇 〇 〇 〇 様

※ 改選時において、現評議員と新評議員の在任期間の重なりが生じないようにするため、下線部分の記載が必要です。

## 宣誓書

私は、社会福祉法人〇〇〇の評議員就任にあたり、次の各事項に該当していないことを宣誓します。

- 1 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 2に掲げる者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 5 暴力団員等の反社会的勢力である者
- 6 この法人の各評議員又は各役員と特殊の関係がある者

※各評議員又は各役員との特殊の関係については、下記のとおり

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8）

i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該評議員又は役員の使用人

iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体の代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

(印)

社会福祉法人〇〇〇  
理事長

様

## 参 考

### ○社会福祉法

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
  - 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 略
- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

### ○暴力団員等の反社会的勢力である者

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団準構成員
- 4 暴力団関係企業
- 5 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- 6 暴力団員でなくってから5年を経過していない者
- 7 その他前各号に準ずる者

## 宣誓書及び確認書

私は、社会福祉法人〇〇〇の理事就任にあたり、次の1～5の各事項に該当していないことを宣誓します。

- 1 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 2に掲げる者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 5 暴力団員等の反社会的勢力である者

また、各役員との特殊の関係について、  
特殊の関係がある者が（ いません ・ います ）。  
※どちらかを○で囲んでください

※特殊の関係がある者がいる場合、該当がある項目の□を✓してください。

配偶者

三親等以内の親族

・厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）

i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該理事の使用人

iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

（印）

社会福祉法人〇〇〇  
理事長

様

## 参 考

### ○社会福祉法

(役員の資格等)

第44条 第40条第1項の規定は役員について準用する。

2～5 略

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

7 略

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

### ○暴力団員等の反社会的勢力である者

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団準構成員
- 4 暴力団関係企業
- 5 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- 6 暴力団員でなくってから5年を経過していない者
- 7 その他前各号に準ずる者



## 宣誓書

私は、社会福祉法人〇〇〇の監事就任にあたり、次の各事項に該当していないことを宣誓します。

- 1 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 2に掲げる者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 5 暴力団員等の反社会的勢力である者
- 6 この法人の各役員と特殊の関係がある者

※各役員との特殊の関係については、下記のとおり

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）

i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該役員の使用人

iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体が代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

viii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住所  
氏名

(印)

社会福祉法人〇〇〇  
理事長

様

## 参 考

### ○社会福祉法

(役員)の資格)

第44条 第40条第1項の規定は役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3～6 略

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

(評議員)の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

### ○暴力団員等の反社会的勢力である者

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団準構成員
- 4 暴力団関係企業
- 5 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- 6 暴力団員でなくってから5年を経過していない者
- 7 その他前各号に準ずる者